

別添 1

○総務省告示第 号

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第一百十号）第六条第二項の規定に基づき、臨時の利用状況調査の対象となる無線局その他の必要な事項を次のように告示する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

一 調査対象無線局

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号。以下「法」という。）第三百三条の二第十四項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局並びに同条第十五項第一号及び第二号に掲げる無線局

二 調査事項

免許人の数、無線局の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画並びに使用周波数の移行計画

三 調査方法

法第三百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理又

## 別添 1

は法第二十六条の二第五項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集